

入札公告

公共用水域のトリチウム分析業務について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年4月15日

福島県環境創造センター所長 郡司 博道

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 公共用水域のトリチウム分析業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月12日まで
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町深作10番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去5年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人においてこの公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を受託した実績を有するものであること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和8年4月15日（水）から令和8年5月12日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 提出場所 〒963-7700
福島県田村郡三春町深作10番2号
福島県環境創造センター調査・分析部放射能調査課
電話：0247-61-6148
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年5月12日（火）午後5時15分必着とする。

4 入札に関する書類の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出及び契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
3に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書等は福島県環境創造センターホームページからダウンロードして入手することができる。
- (2) 入札説明書等の配布期間
令和8年4月15日（水）から令和8年5月20日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年5月21日（木）午前10時
福島県環境創造センター本館 2階 大会議室
- (4) その他
郵便、電報、電送その他の方法による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に、提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された1試料あたりの単価の金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する1試料あたりの単価の金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先

福島県環境創造センター調査・分析部放射能調査課

電 話 0 2 4 7 - 6 1 - 6 1 4 8

F A X 0 2 4 7 - 6 1 - 6 1 1 9

電子メール houshanou-chousa@pref.fukushima.lg.jp